

元経営第 1 9 7 0 号
令和元年 1 2 月 1 0 日

各地方農政局長（別記）	}	殿
内閣府沖縄総合事務局長		
北海道知事		
北海道農業信用基金協会会長理事		
独立行政法人農林漁業信用基金理事長		
全国農業信用基金協会協議会会長		

[農林水産省]経営局長

令和元年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）
の実施について（令和元年 8 月から 9 月の前線に伴う大雨等及び台風第
19 号等）

令和元年 8 月から 9 月の前線に伴う大雨（台風第 10 号、第 13 号、第 15 号及び第 17 号の暴風雨を含む。）、台風第 19 号、第 20 号及び第 21 号による甚大な農業被害により、農産物の生産・加工に必要な施設・機械が損壊し、農業経営の安定化に支障を来す事態となっていることから、当該施設・機械の再建等の支援を緊急的に実施する必要がある。

このため、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）により、緊急的な対策として被災農業者支援型を実施することとしたので、円滑かつ適切な実施に御配慮をお願いします。

なお、被災農業者支援型の実施に当たり、実施要綱別表 1 のⅡの 2 の（1）、別記 2 の別表 6 の 2 の 1 の（4）及び別記 2 のⅢの第 1 の 2 の（1）のイの（ア）の規定に基づき対象となる気象災害等、事業要件及び事業内容を別紙のとおり定めたので御了知願いたい。

おって、貴局管内の都府県知事及び農業信用基金協会には貴職から通知された
い。

別紙

1 対象となる気象災害等

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。）、台風第19号、第20号及び第21号（以下「令和元年8月からの一連の災害」という。）とする。

なお、特定非常災害の指定がされた台風第19号にあつては、園芸施設共済の加入対象施設以外の助成対象施設において、特別な助成措置を講ずるものとする。

2 事業要件

（1）助成対象者が取り組む事業内容について、令和元年8月13日以降の取組であること。

（2）都道府県及び事業実施主体は、次に掲げる事業を行うものとする。

ア 1の災害による被害を受けた農業ハウス、果樹棚、畜舎等の営農施設（以下「営農施設等」という。）の改良（営農施設等の補強に係るものに限る。以下同じ。）の取組のために実施する地域担い手育成支援タイプ（融資主体補助型）

イ 1の災害による復旧等の取組のために実施する地域担い手育成支援タイプ（被災農業者支援型）

3 事業内容

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知（以下「実施要綱」という。））のほか、本通知に定めるものとする。

4 本事業は、予算の範囲内で実施するものとする。

5 実施要綱別表1のⅡを以下のとおりとする。

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
〔地域担い手育成支援タイプ〕 1 融資主体補助型 （1）融資主体型補助事業 適切な人・農地プラン（別記2のⅡの第1の3の（1）のアに定める人・農地プランをいう。）に位置付けられた中心経営体等が2の（1）に定める被災支援計画に基づき、主として融資機関から行われる融資（以下「プロジェクト融資」という。）及び地方公共団体の上乗せ措置（地方公共団体単独事業を含む。）を活用して令和元年8月からの一連の災害による復旧に伴って実施する営農施設等の改良に要する経費について助成を行うものとする。 なお、この事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）の基準を適用しないものとする。 （2）追加的信用供与補助事業 被災支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、（1）の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行うものとする。	市町村	メニューの欄の1の（1）の事業の採択要件は、別記2のⅡに定める事業実施地区、事業内容及び成果目標の基準を満たすこととする。	3/10以内
〔地域担い手育成支援タイプ〕 2 被災農業者支援型 （1）融資等活用型補助事業	市町村	メニューの欄の1の（2）の事業の採択要件は、別記2のⅡに定める事業内容の基準を満たすこととする。	定額
		メニューの欄の	3/10以

過去に例のないような甚大な気象災害等により、担い手の農業経営の安定化に支障を来す事態が発生しており、特に緊急に対応する必要があると農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が認める場合に、農産物の生産に必要な施設等について、被災農業者支援計画（気象災害等による農業被害を受けた農産物の生産に必要な施設等の修繕等のため、具体的な取組内容及びその成果目標等を定めたものをいう。以下「被災支援計画」という。）に基づき、プロジェクト融資、地方公共団体等による助成金及び支払共済金（以下「プロジェクト融資等」という。）を活用して以下のアからエに掲げる取組を行う際の当該取組に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行うものとする。 また、事業の要件その他の事業内容は、別記２のⅢに定めるほか、経営局長が別に定めるところによるものとする。 なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。 ア 農産物の生産に必要な施設、生産した農産物の加工に必要な施設又は附帯施設の修繕又は気象災害等による農業被害前の同程度の取得 イ 農産物の生産に必要な施設、農産物の加工に必要な施設又は附帯施設を修繕するために必要な資材の購入 ウ 農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械（以下「生産農産物の加工用機械」という。）並びに附帯施設の気象災害等による農業被害前と同程度の農業用機械及び生産農産物の加工用機械並びに附帯施設の取得又は修繕 エ 農業用ハウス及び果樹棚などに流入した土砂の除去（農地災害復旧事業の対象とならない土砂を除去する場合に限る。） オ ア及びウの対象施設・機械を新たに取得し、共同で営農再開する取組（ただし、園芸施設共済の加入対象施設を除く。） （２）追加的信用供与補助事業 被災支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、（１）の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行うものとする。		２の（１）の事業の採択要件は、別記２のⅢに定める事業内容及び成果目標の基準を満たすこととする。 メニューの欄の２の（２）の事業の採択要件は、別記２のⅢに定める事業内容の基準を満たすこととする。	内 ただし、台風第１９号被害に係る、畜舎や農業用機械など、園芸施設共済対象以外の施設等については１／２以内 また、オの取組にあつては、被災した個々の施設等の原形復旧に係る国費相当額の合計額の範囲内で１／２以内 定額
--	--	--	---

6 実施要綱別表６を以下のとおりとする。

支援計画	支援計画に記載すべき項目
１ 被災農業者支援計画（被災農業者支援型及び融資主体補助型）	１ 成果目標の妥当性等 被災支援計画については、別紙様式１号の②の（２）のⅠに規定されている項目を網羅した上で、助成対象者ごとに作成を行うこととする。また、事業実施地区の成果目標については、各成果目標ごとに、当該成果目標を設定した助成対象者の数の合計を被災支援計画に記載するものとする。 なお、その記載に当たっては、別記２のⅢに定める要件のほか、以下の点に留意するものとする。 （１）取組の内容が本事業の趣旨に沿っていること。 （２）助成対象者が今後も営農を継続する見込みがあること。 （３）被災前の施設等が国庫補助事業により整備された施設等である場合は、財産処分等の必要な調整が図られているものであること。 （４）別途経営局長が定める内容に沿っていること。 ２ 被災の状況と復興方針に関する事項 災害名、市町村内の被害の程度、本事業を活用した復興方針等を踏まえて記載する。 なお、地方公共団体による助成が行われる場合は、その詳細が分かる資料を整備するものとする。 ３ 助成対象者情報等の把握すべき事項 助成対象者の要件の把握及び整備した施設等の適切な管理等の観点から、以下の項目について

	助成対象者等に確認の上、関係する書類を整備し、記載するものとする。 なお、関係する書類の整備に当たっては、助成対象者への負担軽減を図るため、市町村等の担当部局や関係部局等が保有するデータ等により、記載が可能となる場合は、当該データの写しをもって代えることとする。 (1) 助成対象者情報 ア 市町村長による、該当する災害により被災した農業者であることの証明 イ 園芸施設共済の引受対象施設である場合には、 (ア) 現状（施設名、経過年数、共済金支払通知書に関連する棟番号及び共済支払金額） (イ) 今後（保険等の加入予定年月日及び保険会社の名称） ウ 成果目標及び農業経営の改善を図るための取組に関する客観的な資料 エ 融資の詳細（金融機関・融資名、融資額、償還年度、追加的信用供与補助事業の活用見込み、導入する施設等を融資に伴う担保に供するか否か等） なお、個人情報（氏名、住所、共済加入情報等）を地方公共団体及び共済組合等で共有することについて、必ず助成対象者に説明の上、同意を取るものとする。 (2) 導入する施設等 ア 導入する施設等の規模決定根拠に関する客観的な資料（被災した施設に関する資料を含む。） イ 導入する施設等の耐用年数（中古施設等である場合は、残存耐用年数）に関する客観的な資料 ウ 被災した施設等の整備時における国庫補助事業の活用状況（事業名、実施年度、原形復旧に該当するか否か等） エ 導入する施設等の目的（原形復旧、補強、規模拡大（能力向上）等）が分かる客観的な資料 (3) 共同利用の確認 ア 構成員の情報（氏名、住所、被災した農業用機械・畜舎等の状況） イ 導入する施設等の規模決定根拠に関する客観的な資料（今後の経営規模等に関する資料を含む。） ウ 利用方法、期間、施設等の管理等、構成員等で定めた資料 4 融資主体型を活用した補強の取組における成果目標の妥当性等 被災支援計画については、別紙様式1号の②の(2)のIに規定されている項目を網羅した上で、助成対象者ごとに作成を行うこととする。また、事業実施地区の成果目標については、各成果目標ごとに、当該成果目標を設定した助成対象者の数の合計を支援計画に記載するものとする。 なお、その記載に当たっては、別記2のIIに定める要件のほか、以下の点に留意するものとする。 (1) 成果目標が市町村基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）等の今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向及び人・農地プランに即したものであり、事業実施年度から3年度目の目標値が事業実施年度における値に比べ改善されるものであること。 (2) 助成対象者について、事業実施地区におけるモデル的な農業経営としての経営改善効果の発現が見込まれるものであり、別記2の別表10-1に定める経営体の成果目標に係る目標項目から、必須目標に加え事業関連取組目標の1つ以上の項目について、事業実施年度から3年度目を目標年度とする数値目標を設定し、経営改善に取り組むものであること。 (3) 成果目標が事業実施主体及び助成対象者の取組内容に関連するものであり、当該事業実施地区の発展につながるものであること。 また、目標設定に当たっては、現状及び目標年度までの各年度の目標の設定根拠が明確となっているものであること。 (4) 過去に実施した本事業、経営体育成支援事業及び担い手確保・経営強化支援事業との成果目標の整合が図られていること。 (5) 別記2のIIの第1の3の(1)のAに基づき、人・農地プランの適切性について、関係部局に確認すること。 (6) 別記2のIIの第1の3の(1)のイの(ア)に該当する助成対象者がいる場合は、人・農地プランの作成時期等について、関係部局と調整の上、目標年度までに作成すること。 (7) 助成対象者が認定農業者である場合には、基盤強化法第12条第1項の認定を受けた農業経営改善計画に即したものであること。 (8) 助成対象者が認定就農者である場合には、基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた就農計画に即したものであること。 (9) 助成対象となる事業内容が、別記2のIIの第1の3の(1)のウの規定に適合するものであること。
--	---

	(10) 別途経営局長が定める内容に沿っていること。 5 融資主体補助型を活用した補強の取組における助成対象者情報等の把握すべき事項 助成対象者の要件の把握及び整備した施設等の適切な管理等の観点から、以下の項目について助成対象者等に確認の上、関係する書類を整備し、記載するものとする。 なお、関係書類の整備に当たっては、助成対象者の負担軽減を図るため、市町村等の担当部局や関係部局等が保有するデータ等により記載が可能となる場合は、当該データの写しをもって代えることとする。 (1) 助成対象者情報 ア 成果目標に関する客観的な資料 イ 人・農地プランに位置付けられた取組内容（現状・計画の経営規模等） ウ 融資の詳細（金融機関・融資名、融資額、償還年度、追加的信用供与補助事業の活用見込み、導入する施設等を融資に伴う担保に供するか否か等） なお、個人情報（氏名、住所、共済加入情報等）を地方公共団体及び共済組合等で共有することについて、必ず助成対象者に説明の上、同意を取るものとする。 (2) 導入する施設等 ア 導入する施設等の規模決定根拠に関する客観的な資料 イ 導入する施設等の耐用年数（中古施設等である場合は、残存耐用年数）に関する客観的な資料
--	--

7 実施要綱別表7を以下のとおりとする。

事業実施状況及び 評価報告	事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目
1 被災農業者支援事業 実施状況報告及び評価 報告（被災農業者支援 型及び融資主体補助 型）	1 事業実施状況 事業実施状況及び評価報告については、別紙様式5号の②のIに規定する項目を網羅した上で作成するものとする。 2 事業実施後の助成対象者における成果目標及び農業経営の改善を図るための取組 別表6に基づき作成した被災支援計画の目標年度における成果目標及び農業経営の改善を図るための取組の達成状況等について、客観的な資料に基づき確認し、資料を整備するものとする。 なお、成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと事業実施主体が認めるときは、客観的な資料に基づき補正を行うものとする。 3 目標年度前に成果目標が達成された場合の措置 目標年度前に成果目標が達成された場合（必須成果目標が達成された場合及び事業関連取組目標がおおむね達成された場合をいう。）については、翌年度以降、都道府県知事への成果目標の達成状況の報告は要しないものとする。 4 目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合の措置 本要綱第7の2に規定する点検及び第8の2に規定する点検評価に基づき、都道府県知事から改善計画の提出を求められた場合は、別紙様式6号の2に定める様式により作成するものとする。 5 点検結果の報告 本要綱第7の3に規定する都道府県知事から地方農政局長等への報告については、当分の間、本対策の事業実施年度から目標年度までの間、当該年度分の点検結果について翌年度の9月末までに報告するものとする。 6 共済等の加入状況 園芸施設共済の引受対象施設を整備した助成対象者がいる場合、園芸施設共済等の加入が継続されていることを農業共済担当部局に確認するものとする。

8 実施要綱別記2のⅡの規定について、以下のとおりとする。

- (1) 第1の1中「地域等が抱える担い手の育成・確保に関する課題を明確にするため」とあるのは「地域において、令和元年8月からの一連の災害による復旧等に伴って実施する営農施設等の改良の取組を支援するため」と、「支援計画」とあるのは「被災支援計画」と読み替えるものとする。なお、支援計画について

は、以下の規定においても同様に読み替えるものとする。

- (2) 第1の3の(1)のア中「5の(2)」とあるのは、「別記2のⅢの第1の4」と読み替えるものとする。
- (3) 第1の3の(1)のイ中「以下に掲げる者を対象として」とあるのは、「令和元年8月からの一連の災害による被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体であって、農産物の生産に必要な施設等について、気象災害等による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者であり、かつ、以下に掲げる者を対象として」と読み替えるものとする。
- (4) 第1の3の(1)のウの(ア)を「助成の対象となる事業内容は、令和元年8月からの一連の災害による被害を受けた助成対象者が自らの経営において使用するために行う営農施設等の改良の取組であって、当該取組の実施に要する経費について、融資又は地方公共団体の上乗せ措置（地方公共団体単独事業を含む。）による支援を受けているものとする。」と読み替えるものとする。
- (5) 第1の3の(1)のウの(イ)のc、d、g及びhについては適用しないこととするとともに、b、e、f、i及びjについて、以下のとおりとする。
 - ① b中「農業用施設」とあるのは、「営農施設等」と読み替えるものとする。
 - ② e中「整備を予定している施設等」とあるのは、「整備を予定している営農施設等の改良」と読み替えるものとし、eをcとする。
 - ③ fをdとする。
 - ④ iを次のとおり読み替えるものとし、iをeとする。
過去に本事業、経営体育成支援事業及び担い手確保・経営強化支援事業（以下「本事業等」という。）により営農施設等を整備しており、設定する成果目標の項目が過去に行った本事業等において設定した成果目標の項目（以下「過去目標項目」という。）と重複している場合には、過去目標項目の達成を見込んだ水準の目標を新たに設定すること。
 - ⑤ jをfとする。
- (6) 第1の5の(1)については、適用しないこととするとともに、(2)及び(3)について、以下のとおりとする。
 - ① (2)中「施設等」とあるのは、「営農施設等」と読み替えるとともに、本文に「なお、助成対象者が令和元年8月からの一連の災害により営農施設等に被害を受けた者であり、かつ、助成対象者の取り組む事業内容が当該被害の発生した日以降の取組であることを確認の上、別紙様式により整理し、被災支援計画に添付するものとする。」を加え、(2)を(1)とする。
 - ② (3)のアに「なお、被災支援計画の作成前に着工したものにあつては、この限りではない。」を加え、オの「ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合は、この限りではない。」とあるのは「ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合及び被災支援計画の作成前に着工した場合にあつては、この限りでない。」と読み替えるものとし、(3)を(2)とする。
- (7) 第2の1の(1)のイをウとし、イとして次を加え、ウ中「(ア)から(ウ)までのうち最も」とあるのは、「(ア)又は(イ)のうちいずれか」と読み替えるとともに、(イ)については適用しないこととし、(ウ)を(イ)とする。
イ 助成対象者ごとの上限額は300万円とする。
- (8) 第2の2を「国は、1で算定された額の合計額を都道府県ごとに配分するものとする。」と読み替えるものとする。
- (9) 第2の3の規定については、適用しないこととする。
- (10) 別表10-1を以下のとおりとする。

目標項目	目標水準 (事業実施年度の翌々年度の姿)
必須目標	以下の目標を必ず設定すること。
① 付加価値額の拡大	付加価値額(収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額をいう。以下同じ。)の拡大に取り組む。
事業関連目標	必須目標を達成するための目標を、以下の②～⑦のうち1つ以上設定すること。 また、事業の内容が農産物の加工を行う施設等を整備する場合にあっては、以下の③農産物の価値向上を設定すること
② 経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして現状より経営面積の拡大を行う。
③ 農産物の価値向上	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による農産物の品質の向上、加工や契約栽培等の新たな販売方式の導入等により農産物の価値向上に取り組む。又は、輸出(他の事業者との連携を含む。)、異分野の事業者との連携等により農産物の新たな市場の開拓等に取り組む。
④ 単位面積当たり収量の増加	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による単位面積当たりの収量の増加に取り組む。
⑤ 経営コストの縮減	栽培管理技術の改善、作業の効率化、生産資材の効率利用等により経営コスト(農産物の生産・流通その他経営に係るコストを含む。)の縮減に取り組む。
⑥ 農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせた複合的な農業経営の展開等に取り組む。又は、収益性の高い品目の導入・拡大に取り組む。
⑦ 農業経営の法人化	目標年度までに法人化する。

注：成果目標は、原則として助成対象者が事業実施地区内で行う取組について設定するものとする。ただし、当該事業実施地区内の取組が、当該助成対象者の経営のおおむねを占めるなど支援計画の作成時に都道府県知事が適切であると判断する場合に限り、当該助成対象者の取組全体で設定することができるものとする。

(11) 別表 10－2 から 10－4 については、適用しないものとする。

9 実施要綱別記 2 のⅢの規定について、以下のとおりとする

- (1) 第 1 の 2 の (1) のア中「農産物の生産に必要な施設等について」とあるのは、「農産物の生産に必要な施設等(被災当時、所有者以外の者により利用されていた施設等(以下「被災貸借施設等」という。))については、所有者若しくはその被承継人(特定承継に係る者を除く。)が貸付けの前に農業利用に供していたもの又は都道府県知事と協議の上、助成を行うことが必要と認められるものに限る。」について」と読み替えるものとする。
- (2) 第 1 の 2 の (1) のイの (ア) について、以下のとおりとする。
 - ① (ア) 中「経営のために行う次に掲げるものであって」とあるのは、「経営のために(被災貸借施設等の所有者が助成対象者となる場合にあっては、復旧する施設等を利用する農業者の経営の維持のために)行う次に掲げるもの(被災貸借施設等の復旧を気象災害等による農業被害前の当該施設等と同程度の施設等の取得により行う場合にあっては、所有者によるものに限る。))であって」と読み替える。
 - ② (ア) の a 及び b 中「農産物の生産に必要な施設」とあるのは、「農産物の生産に必要な施設、生産した農産物の加工に必要な施設又は附帯施設」と読み替える。
 - ③ (ア) の a 中「当該施設と同程度の施設の取得」とあるのは、「同程度の取得」と読み替える。
 - ④ (ア) の c の規定については、適用しないこととする。
 - ⑤ d を「農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械(以下「生産農産物の加工用機械」という。)並びに附帯施設の気象災害等による農業被害前と同程度の農業用機械及び生産農産物の加工用機械並びに附帯施設の取得又は修繕」と読み替えるものとし、d を c とする
 - ⑥ d として次を加える。

農業用ハウス及び果樹棚などに流入した土砂の除去（農地災害復旧事業の対象とならない土砂を除去する場合に限る。）

⑦ eとして次を加える。

a及びcの対象施設・機械を新たに取得し、共同で営農再開する取組（ただし、園芸施設共済の加入対象施設を除く。）

（3）第1の2の（1）のイの（イ）について、以下のとおりとする。

① （イ）中、「aからdまでの事業内容」とあるのは、「aからeまでの事業内容」に読み替えるものとする。

② （イ）のd本文に「（所有者以外の者により利用されていた農業用機械の気象災害等による農業被害前の当該機械と同程度の農業用機械の取得を行う場合は、当該取得する農業用機械を利用する農業者が地域において農業経営の改善を図るための取組に係る目標を設定していること。）」を加える。

③ （ウ）を（エ）とし、（ウ）として次を加える。

所有者以外の者により利用されていた施設等の復旧の場合にあつては、（イ）の基準のほか、次の基準を満たすものとする。

ア 被災貸借施設等の被災当時の所有者が助成対象者となる場合

a 復旧する施設等が農業者により利用され、その農業経営の維持が図られるものであること。

b 被災当時の利用者との間で、貸借関係が継続していること。

c 被災当時の利用者との間で、復旧の内容・方法、経費、復旧後の施設等の維持・管理方法等について合意されていること。

d 復旧する施設等及び当該施設が存する土地を、復旧する施設等の耐用年数期間が経過するまでの間、被災当時の利用者が利用することができる旨約されていること。

e 復旧する施設等を農業者が利用する対価は、取得した施設等の利用の場合にあつては助成対象者負担額（事業費－助成金）を当該施設等の耐用年数で除した額に年間管理料を加えた額とする等、復旧事業費の自己負担額と復旧施設の耐用年数等により算出される額を踏まえて妥当な範囲内の額であること。

イ 被災貸借施設等の施設等の利用者が助成対象者となる場合

a 被災当時の所有者との間で、貸借関係が継続していること。

b 被災当時の所有者との間で、復旧の内容・方法、経費、復旧後の施設等の維持・管理方法等について合意されていること。

c 復旧する施設等及び当該施設が存する土地を、復旧する施設等の耐用年数期間が経過するまでの間、利用者が利用することができる旨約されていること。

d 被災当時の所有者との間で、復旧に係る必要費償還請求を行う場合は、復旧事業費のうち利用者が自ら負担した額以内の額に限る旨約されていること。

（4）第1の5中「しゅん工届を提出」とあるのは、「しゅん工届（被災貸借施設等に係る事業であつて、被災当時の施設等の所有者が助成対象者である場合は、しゅん工届及び農業者への引渡書）を提出」、「出来高」とあるのは「出来高等」と読み替えるものとする。

（5）第2の1の（1）のイの（イ）本文に「ただし、特定非常災害の指定を受けた台風第19号被害に係る当該施設等であつて、助成対象者が被災後も営農をやめることなく再開しようとする者として市町村が認めた者の場合、aの「10分の3」を「2分の1」とする。」を加えるとともに、（ウ）として次を加える。

第1の2の（1）のイのeの取組にあつては、上記（イ）の規定にかかわら

ず、以下の a から c のいずれか低い額を限度とする。

a 被災した個々の施設等の原形復旧に係る国費相当額の合計額

b 助成対象事業経費に 2 分の 1 を乗じて得た額

c 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額及び地方の支援措置を控除した額

10 実施要綱別記 2 のⅢの第 1 の 2 事業内容のほか、被災した農産物の生産に必要な施設及び生産した農産物の加工に必要な施設（以下「被災施設等」という。）の撤去を対象とする事業を設ける。

（1）この場合、被災農業者の農業経営が継続されるものとする。ただし、被災貸借施設等の所有者が助成対象者となる場合には、利用する農業者の農業経営が継続されるとともに、被災当時の利用者との間で当該施設等及び当該施設等が存する土地の貸借関係が継続しており、かつ、撤去方法、経費、撤去後の土地の利用方法等について、合意されているものであること。

（2）国の助成措置等は、以下のとおりとする。

ア 事業実施主体ごとの国の補助率は 10 分の 3 以内とし、被災支援計画に位置付けられた助成対象者の国の交付金の額を合計した額を交付するものとする。

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する国の交付金の額は、対象となる被災施設等の面積に以下の交付単価表の交付単価を乗じて得た額の又は助成対象事業経費のいずれか低い額に 10 分の 3 を乗じて得た額を限度とする。

ウ アの国の補助に当たっては、地方公共団体がイで算定する国の交付金の額以上を助成しているものとする。

エ 交付の対象となる被災施設等が園芸施設共済に加入している場合には、イで算定する国の助成金の額と園芸施設共済のうち被災施設等の撤去に係る支払共済金に 2 分の 1 を乗じて得た額の合計額が助成対象事業経費の 2 分の 1 を超えないものとする。

なお、国の交付金の額は、助成対象経費から支払共済金及び地方の支援措置を控除して得た額を上限とする。

（3）被災施設等については、市町村が実施する環境省の災害廃棄物処理事業の対象となり得るため、環境部局と調整を図ること。

【（2）のイで定める交付単価表】

種類	助成単価
① 被覆材がガラスのハウス	1,200 円／㎡
② 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス（骨材に鋼材を使っているもの、又は主要部分に鋼材を使っていない場合でも強度を向上させた構造（はり、筋交い、主要部分に通常部分より太いパイプを使用している等）であるものを含む。）	880 円／㎡
③ 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス	290 円／㎡
④ 畜舎	4,500 円／㎡
⑤ その他施設等	ア 上記施設以外の施設については、上記単価に準じる（具体的には、果樹棚等は上記③、農作業用施設等は④に準じる。）ものとする。 イ ただし、以下（ア）～（ウ）を満たす場合であって、上記の助成単価を超えることがやむを得ないと市町村が特別に認める場合は、都道府県と協議の上、市町村が認める額を助成単価とすることができるものとする。

	(ア) 以下のいずれかの理由により国が定めた助成単価によることが困難であること。 - i 施設の設置場所が傾斜地であるために平地での撤去作業に比べて費用が増加する場合。 - ii 施設が鉄筋コンクリート造りであるために撤去費用が増加する場合。 - iii 施設内の搾乳施設、給餌施設、ケージ、水耕栽培システムの撤去のために本体施設の撤去とは別に費用が増加する場合。 - iv 施設の基礎部分の解体が必要なために費用が増加する場合。 - v 断熱材を使用しているために廃棄資材の処理費用が増加する場合。 - vi 上記 i から v と同等の特別な事情がある場合。 (イ) 複数の業者から見積もり等を徴取することにより国の助成単価を超える撤去費用の妥当性が確認されていること。 (ウ) 市町村が発注する公共事業等の単価・歩掛かりを準用した積算と比較・検討し適正であると確認されていること。 ウ 土砂混じりがれきについて、助成対象者の営農再開に向け早期に撤去を行う必要があるなどの理由により市町村が特別に認める場合は、都道府県と協議の上、市町村が認める額を交付単価とすることができるものとする。 なお、交付単価の設定に当たっては、上記イの（イ）及び（ウ）に準じること。
--	--

11 様式について

実施要綱の別紙様式各号については、本通知で定める以下の別紙様式各号により作成するものとする。

- (1) 別紙様式 1 号の 2 は、本通知で定める別紙様式 1 号の②
- (2) 別紙様式 5 号の 2 は、本通知で定める別紙様式 5 号の②
- (3) 原形復旧以上の整備を行う場合の本事業による助成は、被災前の施設・機械等を原形復旧する範囲までとするとともに、補強の範囲や助成対象外の事業内容を明らかにするため、本通知で定める別紙様式 1 号の②別添 1 を作成し、別紙様式 1 号の②の添付資料に追加し、その状況を明らかにするものとする。
 なお、財産管理については、交付対象となった事業内容のみならず、交付対象とならない事業内容を含めて適切に実施するものとする。
- (4) 10 の（２）のイの交付単価表の⑤において、市町村が特別に認める単価を設定する場合には、本通知で定める別紙様式 1 号の②別添 2 を作成し、別紙様式 1 号の②の添付資料に追加し、都道府県と協議するものとする。

別紙様式1号（第4の2及び3関係）

② 地域担い手育成支援タイプ

(1) 総括表

No	都道府県	市町村名	地区名	事業実施主体 (市町村又は都道府県名)	市町村長名において、助成対象者に係る被災証明がなされている (補強の取組を行う場合には、「適切な人・農地プラン」が作成されている又は目標年度までに適切な人・農地プランを作成することとしている」と読み替える。)	事業内容 Ⅰ 融資主体補助型 (補強の取組) Ⅲ 被災農業者支援型	事業費								成果目標（単位：経営体）										備考										
							事業費			追加的信用供与事業			都道府県附帯事務費		市町村附帯事務費		合計		Ⅰ 融資主体補助型							Ⅲ 被災農業者支援型									
							経営 体数	事業費	国庫補助金	経営 体数	保証希望融資額	国庫補助金（円）	事業費	国庫補助金	事業費	国庫補助金	事業費	国庫補助金	項目							項目									
																			①付加価値額の拡大	②経営面積の拡大	③農産物の価値向上	④単位面積当たり収量の増加	⑤経営コストの縮減	⑥農業経営の複合化		⑦農業経営の法人化	①被災農業者の農業経営の維持	②農業経営の改善を図るための取組							
							(人)	(円)	(円)	(人)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	I ①	I ②	I ③	I ④	I ⑤	I ⑥	I ⑦	Ⅲ①	Ⅲ②	
合計																																			
市町村附帯事務費																																			
都道府県附帯事務費																																			
							地域提案の総額																												

(注) 1 記載は、(2)のⅠ個別表の地区別の記載から転記し、記入に当たっては、事業実施主体及び「事業内容」欄ごとに記載すること。
2 「事業内容」の欄の記載に当たっては、融資主体補助型(補強)又は被災農業者支援型の別を記載すること。
3 本要綱第4の5により、事業内容に変更があった場合は、変更があった各欄ごとに、上段に変更前の内容を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容を記載すること。

I 融資主体補助型及び被災農業者支援型

2 被災農業者支援型の場合、「地区名」の欄については、市町村名を記載すること。

4. 各欄における「整理番号」「区分」及び「コード」の欄の記載に当たっては、(3)の地域相い手育成

5 「農業者情報」欄の「対象者区分の市町村の認定」欄については、被災後も営農をやめることなく再開しようとする者として市町村が認める者であれば、○を記載すること。

7 同欄の「整備内容の共同利用」欄については、個別で被害を受けた施設等を共同利用で整備する場合に○を記載すること。

9「共同利用の上限額」欄については、個別で被災した施設等を、共同利用で整備する場合に個々の施設等の原形復旧に係る国

11 「市町村長が被災したことを証明した災害の名称」欄については、被災した農業者であることを証明した災害名を記載すること。

12 「成果目標の設定状況(別記2の別表10-1参照)」の欄の「単位」欄について、整理番号表⑧に例示した記載の単位を基本とする。

14 「共済対象施設の状況」の欄の「共済金支払通知書の関連する棟番号」欄については、被災した施設の園芸施設共済の支払共済金の棟番号を記載すること。

(3) 地域担い手育成支援タイプ整理番号表

①事業内容

1

2

Ⅲ	被災農業者支援型
I	融資主体補助型（補強の取組）

②対象者区分

I 融資主体補助型

番号	区分
1	中心経営体等

Ⅲ 被災農業者支援型

2	被災証明を受けた者（農業者）
3	被災証明を受けた者（農業者の組織する団体）
4	被災証明を受けた者（貸借施設等の所有者）
5	被災証明を受けた者（貸借施設等の利用者）

③農業者の詳細

(経営形態の別の区分)

番号	区分
1	法人以外
2	法人

(認定農業者等の区分)

番号	区分
1	認定農業者
2	集落営農組織
3	新規就農者（認定就農者）
4	新規就農者（認定農業者）
5	1、3、4及び6（個人の場合）の者で組織する団体
6	その他

④営農類型

番号	区分	分類基準
1	水田作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
2	畑作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
3	露地野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
4	施設野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多い経営
5	果樹作	果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
6	露地花き	花き作経営のうち、露地花きの販売収入が施設花きの販売収入以上である経営
7	施設花き	花き作経営のうち、露地花きより施設花きの販売収入が多い経営
8	酪農	酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
9	繁殖牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営
10	肥育牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営
11	養豚	養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
12	採卵養鶏	採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
13	ブロイラー養鶏	ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
14	その他	上記の営農類型に分類されない経営

⑤被災施設及び整備内容（I 融資主体補助型及びⅢ被災農業者支援型）

番号	区分	備考
1	ハウス（パイプ）	生産・加工
2	ハウス（鉄骨）	
3	ハウス（ガラス）	
4	園芸施設の付帯施設	
5	農機具格納庫	
6	農作業用施設	
7	加工施設	
8	育苗施設	
9	果樹棚	
10	集出荷施設	
11	畜舎（肉用牛）	畜産・酪農
12	畜舎（養豚）	
13	畜舎（養鶏）	
14	畜舎（酪農）	
15	畜舎（その他）	
16	その他畜産関係施設	
17	その他施設等	その他
18	農業用機械	農業用機械
19	撤去（290円/㎡）	撤去
20	撤去（880円/㎡）	
21	撤去（1,200円/㎡）	
22	撤去（4,500円/㎡）	
23	撤去（特認）	
24	地域提案	地域提案

⑥金融機関

番号	区分
1	農協
2	農協連
3	農林中金
4	日本公庫
5	沖縄公庫
6	奄美振興基金
7	銀行
8	信用金庫
9	信用組合
10	都道府県
11	市町村

⑦融資（資金）種類

番号	区分
1	近代化資金
2	青年等就農資金
3	公庫資金（改良資金）
4	公庫資金（スーパーL）
5	公庫資金（その他）
6	一般資金（プロパー資金）

⑧コード（成果目標）

I 融資主体補助型

番号	区分	単位
I ①	付加価値額の拡大	円
I ②	経営面積の拡大	ha
I ③	農産物の価値向上	円
I ④	単位面積当たり収量の増加	kg
I ⑤	経営コストの縮減	円
I ⑥	農業経営の複合化	
I ⑦	農業経営の法人化	

Ⅲ被災農業者支援型

番号	区分	単位
Ⅲ ①	被災農業者の農業経営の維持	人
Ⅲ ②	農業経営の改善を図るための取組	

被災前と同程度の復旧を超える事業費及び補強に係る事業費

助成対象者名：_____

代表者名（法人等の場合）：_____

別紙様式 1 号の②の（２）個別表の「地区ごとの助成対象者の整理番号」欄の番号

I 助成対象とする事業内容と一体的に実施する経費の額（施設の再建等に要する額）

_____円（A + a）

1 被災前の施設の復旧又は同程度の施設を取得する場合に要する経費の額

_____円（A）

2 I の 1 の施設に係る規模拡大や農業用に供しないスペースなどの交付の対象と
ならない経費の額

_____円（a）

II 助成対象とする事業内容と一体的に実施する経費の額（施設の補強に要する額）

_____円（B + b）

1 被災前の施設の復旧又は同程度の施設に係る補強に要する経費の額

_____円（B）

2 II の 1 の補強に係る規模拡大などの助成の対象とならない経費の額

_____円（b）

注 1：上記の経費の額は、複数の見積書等により求めることとする。

2：助成対象者を取りまとめた一覧表として証明していただくことも可能。

交付単価の市町村特認（都道府県協議用）

助成対象者名：_____

代表者名（法人等の場合）：_____

施設名：_____

1 通知で定める助成単価及び助成額

交付単価：_____ 円／m² 交付額：_____ 円

2 傾斜地等の施設の設置場所、施設の構造、附帯施設（本体施設とは別に相応の費用を要する場合に限る。）、工事内容、廃棄の状況等国が定めた助成単価によることが困難である場合について、市町村が特別に認めることの根拠。

3 複数の業者から見積もり等を徴取することにより国の助成単価を超える撤去費用が妥当であることの根拠。

4 市町村が発注する公共事業等の単価・歩掛かりを準用した積算と比較・検討した結果の根拠。

5 上記を踏まえ、市町村長が適正であると認める単価及び助成額

交付単価：_____ 円／m² 交付額：_____ 円

注：助成対象者を取りまとめた一覧表として証明していただくことも可能。

別紙様式 5 号（第 7 の 3 及び第 8 の 3 関係）

② 地域担い手育成支援タイプ

I 融資主体型・被災農業者支援型用

No	都道府県名	市町村名	地区名	事業内容 Ⅰ 融資主体補助型 （地域担い手育成支援タイプ） Ⅲ 被災農業者支援型	地区毎の助成対象者の整理番号	助成対象者名 （合計は経営体数）	地区の成果目標														経営体別の成果目標																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																					必須目標（付加価値額の拡大） （被災農業者の農業経営の維持）										選択目標 1										選択目標 2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							○年度目の達成状況 （評価報告）	①付加価値額の拡大		②経営面積の拡大		③農産物の価値向上		④単位面積当たり収量の増加		⑤経営コストの縮減		⑥農業経営の複合化		⑦農業経営の法人化																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
								計画	実績 達成状況（％）	計画	実績 達成状況（％）	計画	実績 達成状況（％）	計画	実績 達成状況（％）	計画	実績 達成状況（％）	計画	実績 達成状況（％）	計画	実績 達成状況（％）	ローズ					コード					コード					コード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

- （注） 1 本様式は、融資主体補助型（補強の取組）」と被災農業者支援型の別葉で作成すること。
- 2 被災農業者支援型の場合、「地区名」の欄については、記載を要しない。
- 3 「事業内容」の欄の記載に当たっては、Ⅰ、Ⅲの別を記載すること。
- 4 「地区の成果目標」の欄については、「経営体別の成果目標」欄から、要綱第7に基づく点検又は第8に基づく点検評価を行った年度の「計画」及び「実績」値を記載した経営体数を各成果目標ごとに記載すること。
- 5 各欄における「コード」及び「区分」の欄の記載に当たっては、（2）の地域担い手育成支援タイプ整理番号表（以下「整理番号表」という。）に基づき番号を記載すること。
- 6 「経営体別の成果目標」の欄の「計画」欄については、別紙様式1号の2の（2）のⅠの「成果目標の設定状況」欄の必須目標及び選択目標の1年度目、2年度目、3年度目の設定値及び単位を記載すること。
- 7 同欄の「実績」欄については、計画値に対する当該年度の実績値を記載すること。
- 8 同欄の「○年度目達成状況（％）」の欄については、（実績-現状）/（年度計画-現状）×100により求めるものとする。（小数点第2位は切り捨て、小数点第1位まで記載。）
- 9 同欄の「補正の内容」の欄については、天災その他の外的要因の詳細及び補正の方法（実績値の補正過程）を記載すること。
- 10 「導入した施設等情報」の欄については、助成対象者ごとに、導入した1施設等ごとに記載すること。
- 11 ※印のある欄については、被災農業者支援型の場合のみ記載する欄のため、融資主体補助型の場合は欄の省略を行うこと。
- 12 「保険等加入情報」の欄については、本要綱第7及び第8に基づき報告を行う際、毎年度、加入が継続されているかを事業実施主体に確認を行った上で記載すること。
- 13 「評価所見」の欄については、本要綱第7に基づく点検又は第8に基づく点検評価の結果に基づき記載するものとし、事業実施主体からも所見を求め記載すること。
- また、達成に立ち遅れがある場合については、その要因を把握した上で達成に向けた具体的な取組内容を記載すること。
- なお、目標が達成されていない場合（必須目標が達成されていない場及び事業関連取組目標がおおむね達成されていない場合）は、別途、事業実施主体に別紙様式6号の2により提出を求め、具体的な改善措置及び達成見込時期等を記載すること。

[illegible]

(2)地域担い手育成支援タイプ整理番号表

①事業内容

Ⅲ	被災農業者支援型
I	融資主体補助型（補強の取組）

②コード

I 融資主体補助型

番号	目標	単位
I ①	付加価値額の拡大	円
I ②	経営面積の拡大	ha
I ③	農産物の価値向上	円
I ④	単位面積当たり収量の増加	kg
I ⑤	経営コストの縮減	円
I ⑥	農業経営の複合化	
I ⑦	農業経営の法人化	

Ⅲ被災農業者支援型

番号	目標	単位
Ⅲ①	被災農業者の農業経営の維持	人
Ⅲ②	農業経営の改善を図るための取組	人

③被災施設及び整備内容（I 融資主体補助型及びⅢ被災農業者支援型）

番号	区分	備考
1	ハウス（パイプ）	生産・加工
2	ハウス（鉄骨）	
3	ハウス（ガラス）	
4	園芸施設の付帯施設	
5	農機具格納庫	
6	農作業用施設	
7	加工施設	
8	育苗施設	
9	果樹棚	
10	集出荷施設	
11	畜舎（肉用牛）	畜産・酪農
12	畜舎（養豚）	
13	畜舎（養鶏）	
14	畜舎（酪農）	
15	畜舎（その他）	
16	その他畜産関係施設	
17	その他施設等	その他
18	農業用機械	農業用機械
19	撤去（290円/㎡）	撤去
20	撤去（880円/㎡）	
21	撤去（1,200円/㎡）	
22	撤去（4,500円/㎡）	
23	撤去（特認）	
24	地域提案	地域提案